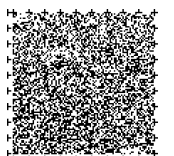


# 練馬区 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画



平成27年（2015年）3月

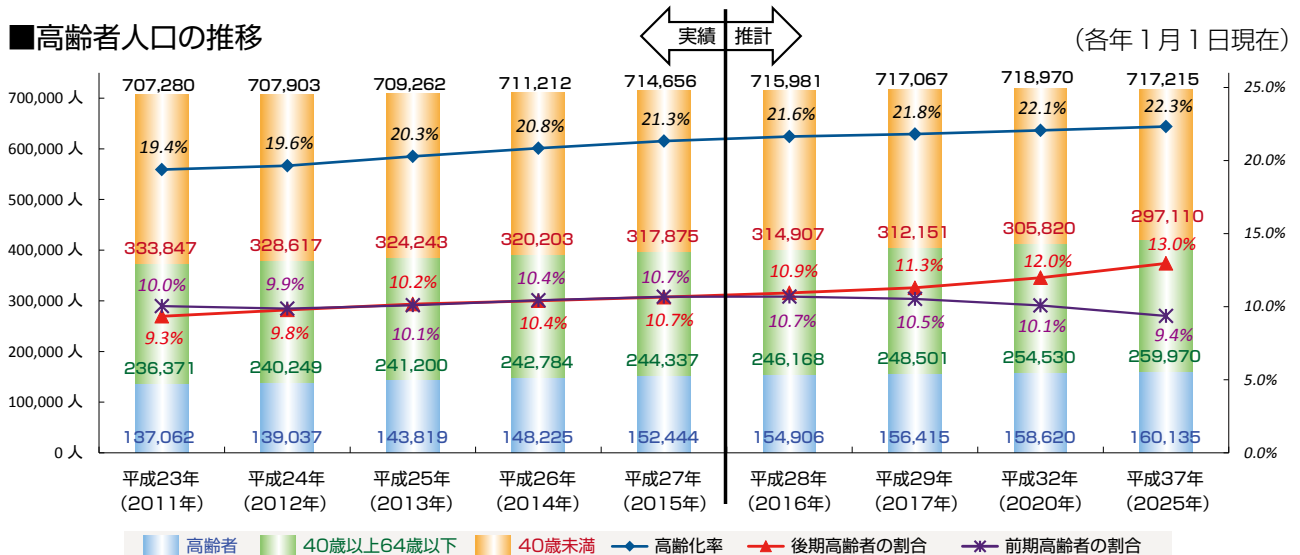
練馬区



## 計画策定の主旨

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、練馬区が取り組むべき施策を明らかにすることを目的として策定しています。

第6期(平成27～29年度)高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「第6期計画」といいます。)では、平成27年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成37年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標として、計画の理念や重点施策等を明示します。



## 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画です。介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画です。

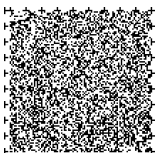
また、第6期計画は、練馬区の将来を見据えた施策の方向性を明らかにする「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」(以下「ビジョン」といいます。)を上位計画とする高齢者福祉分野の個別計画です。

## 計画の理念

- 高齢者の尊厳を大切にする
- 高齢者の自立と自己決定を尊重する
- 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

## 計画の目標

住み慣れた地域において人生の最期まで暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立する





## 地域包括ケアシステムと高齢者相談センター（地域包括支援センター）

それぞれの高齢者のニーズに応じて、医療や介護のみならず、福祉サービスも含めた様々なサービスが、適切な組み合わせにより包括的に提供され、切れ目のないサービスとして継続的に提供される、地域包括ケアシステムの体制を整備していきます。

また、高齢者相談センター（地域包括支援センター）\*は、地域包括ケアシステム確立のための中核機関です。練馬区では、4か所の総合福祉事務所に高齢者相談センター本所を設置するとともに、本所の下に支所を25か所設置し、本所と支所が連携することで効果的な支援を目指しています。

\*法律上の名称は「地域包括支援センター」ですが、練馬区では独自に、高齢者にとって親しみやすく分かりやすいものとなるよう、「高齢者相談センター」と呼んでいます。

## 「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」と9つの施策

第6期計画の上位計画にあたるビジョンでは、根幹となるリーディングプロジェクトを戦略計画と位置づけています。また、ビジョン実現に向けた工程を示すため、平成27年度からの3年間の具体的取組を示すアクションプラン（実施計画）を策定します。

第6期計画では、計画の目標を達成するために9つの施策に取り組みます。ビジョンに掲げた戦略計画の「5か年の取組」を重点施策、アクションプランに基づく事業を重点事業として位置づけます。

なお、アクションプランは平成27年6月を目途に策定するため、変更する可能性があります。

### みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～

#### 計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立 5か年の取組 (重点施策)

一人ひとりに合った  
医療・介護等の連携  
を支援

介護予防の推進

地域での生活を支援  
するサービス等を  
拡充

#### アクションプラン (重点事業)

①医療・介護連携  
推進員の配置  
②在宅療養ネット  
ワークの構築

①主体的に取り組む  
介護予防  
②「街かどケアカフェ」  
の設置

①地域生活を支援  
する拠点等の整備  
②在宅生活支援事業  
の実施  
③多様な担い手がき  
め細かな生活サー  
ビスを提供できる  
体制づくり

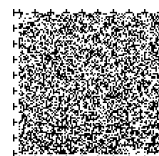
介護保険施設等の整備

高齢者センターの整備

#### 9つの施策

- ① 安心して在宅生活を送るためのサービスの充実
- ② 在宅療養体制の充実（医療と介護の連携）
- ③ 高齢者相談センターを中心とする相談支援体制の充実
- ④ 主体的に取り組む介護予防の推進と生活支援の充実
- ⑤ 高齢者の社会参加の促進
- ⑥ 高齢期の住まいづくり、住まい方支援
- ⑦ 高齢者の見守り体制の強化および見守りネットワークの充実
- ⑧ 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり
- ⑨ 介護保険施設等の整備促進

第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画



# 9つの施策と主な取組事業

## 施策1 安心して在宅生活を送るためのサービスの充実

要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、24時間体制で在宅生活を支援する地域密着型サービスを充実します。

### 施策の方向性

#### ① 在宅サービスの充実

#### ② 地域密着型サービス拠点の整備

#### ◎主な取組事業

	事業名	平成26年度末見込み	整備・事業目標
重点事業	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備	定員 545 人（32 か所）	定員 617 人（36 か所） ※新規整備72人分（4か所）
重点事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24時間定期巡回・随時対応サービス）の整備・利用促進	7 か所	9 か所 ※新規整備2か所 利用率の向上を図る
重点事業	複合型サービスの整備	—	定員 116 人（4 か所）

## 施策2 在宅療養体制の充実（医療と介護の連携）

医療と介護の両方が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように医療と介護のサービスを切れ目なく提供します。

### 施策の方向性

#### ① 多職種の連携強化

#### ② サービス提供体制の充実

#### ③ 区民への普及啓発

#### ◎主な取組事業

	事業名	平成26年度末見込み	整備・事業目標
重点事業	医療・介護連携推進員の配置	—	①高齢者相談センター本所4か所に各1名配置（27年度） ②本所4か所に「医療と介護の相談窓口」を設置（27年度）
重点事業	在宅療養ネットワークの構築	在宅療養ネットワーク事業の実施	在宅療養ネットワークの構築

## 施策3 高齢者相談センターを中心とする相談支援体制の充実

高齢者相談センターを地域包括ケアシステム確立のための中核機関として、その体制と機能を充実します。

### 施策の方向性

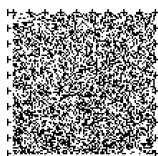
#### ① 高齢者相談センターの機能強化

#### ② 地域ケア会議の再編・充実

#### ③ 高齢者虐待への対応

#### ◎主な取組事業

事業名	平成26年度末見込み	整備・事業目標
地域ケア個別会議の開催	ミニ地域ケア会議 4回／年（1支所あたり）	4回／年（1支所あたり） （27年度）
地域ケア圏域会議の開催	地域ケア会議全体会 1回／年（1本所あたり）	2回／年（1本所あたり） （27年度）
地域ケア推進会議の開催	—	2回／年 （27年度）







## 施策4 主体的に取り組む介護予防の推進と生活支援の充実

高齢者が自立した生活を継続できるよう、主体的に取り組む介護予防を支援するとともに生活状況や身体状況に応じた生活支援サービスを充実します。

### 施策の方向性

① 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

② 多様な担い手によるサービスの充実

③ 介護予防と健康寿命の延伸

#### ◎主な取組事業

	事業名	平成26年度末見込み	整備・事業目標
重点事業	介護予防・生活支援サービス	—	利用者数 5,534人/年
重点事業	健康教育教室	ロコモ体操参加者数 1,000人/年 48回/年	ロコモ体操参加者数 1,960人/年 82回/年
重点事業	地域リハビリテーション活動支援事業	—	リハビリ専門職派遣 ①サークル活動支援 65団体/年 ②個別支援 50回/年
重点事業	生活支援コーディネーターの配置	—	4名
重点事業	街かどケアカフェの設置	—	2か所

## 施策5 高齢者の社会参加の促進

高齢者の生活状況や身体状況に応じた多様な社会参加を促進し、高齢者が地域を支える担い手として活躍できるよう支援します。

### 施策の方向性

① 多様な社会参加の促進

② 支え合いなど地域活動への参加の促進

③ 社会参加を促進するための情報提供

#### ◎主な取組事業

	事業名	平成26年度末見込み	整備・事業目標
重点事業	(仮称)大泉高齢者センターの整備・開設	占用許可 実施設計(一部) 高齢者センター 3館 利用者数 158,000人/年	開設 高齢者センター 4館 利用者数 216,500人/年
重点事業	高齢者支え合いサポーター育成事業	—	サポーター数 300人

## 施策6 高齢期の住まいづくり、住まい方支援

高齢期にふさわしい住まい方に対する関心を高め、主体的に住まいづくりに取り組める環境を整備するとともに、高齢者の心身の状況に合わせた適切な住まいが確保できるよう支援します。

### 施策の方向性

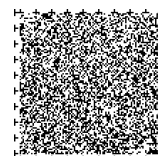
① 高齢者が安心して暮らせる住宅の確保

② 住まいづくり、住まい方の相談・情報提供

#### ◎主な取組事業

	事業名	平成26年度末見込み	整備・事業目標
重点事業	在宅生活支援事業	—	利用者数 660人
重点事業	自立支援住宅改修給付	利用件数 720件/年	①対象種目の拡大(27年度) ②改修費用限度額の引上げ(27年度)
重点事業	都市型軽費老人ホームの整備	定員150人(8か所)	定員210人 ※新規整備60人分(3か所)

※整備・事業目標については、注記がない場合は平成29年度の目標値です。



## 施策7

### 高齢者の見守り体制の強化および見守りネットワークの充実

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の支援を要する高齢者を見守るため、地域の関係者の協力・連携によるネットワークを築きます。

#### 施策の方向性

① 高齢者見守りネットワークの強化

② 区民主体の見守り活動の推進

③ 高齢者見守り事業の充実

④ 災害発生時の支援

#### ◎主な取組事業

事業名	平成26年度末見込み	整備・事業目標
協力機関との見守り連絡会の開催	開催数 70回/年	開催数 75回/年(27年度)
高齢者見守り訪問事業	利用者数 400人/年 訪問員数 200人/年	利用者数 660人/年 訪問員数 330人/年
緊急通報システム事業	利用者数 600人/年	利用者数 1,100人/年

## 施策8

### 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

認知症になっても安心して暮らせるよう、区民、関係機関の協力を得て、認知症の人とその家族を支えます。

#### 施策の方向性

① 認知症の予防と適切な支援につなげるための相談体制の充実

② 医療と介護の連携による在宅サービスの充実

③ 認知症の人や家族を支える地域づくり

#### ◎主な取組事業

事業名	平成26年度末見込み	整備・事業目標
認知症地域支援推進員の配置	—	高齢者相談センター本所4か所に各1名配置(27年度) ※医療・介護連携推進員と兼任
認知症(もの忘れ)相談事業	6回/年(1本所あたり)	9回/年(1本所あたり) ※訪問相談含む(27年度)
介護家族による介護なんでも電話相談	開設日 1回/週	開設日 2回/週

## 施策9

### 介護保険施設等の整備促進

いざという時の安心を提供するため、在宅介護の支えとなる介護保険施設等の整備を促進します。

#### 施策の方向性

① 特別養護老人ホーム

② ショートステイ

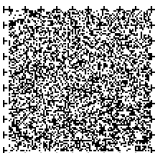
③ 介護老人保健施設

④ 介護療養型医療施設

⑤ 有料老人ホーム

#### ◎主な取組事業

	事業名	平成26年度末見込み	整備・事業目標
重点事業	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備	定員 1,864人(27施設)	定員 2,204人 ※新規整備340人分
重点事業	短期入所生活介護(ショートステイ)の整備	定員 332人(32施設)	定員 387人 ※新規整備55人分
重点事業	介護老人保健施設の整備	定員 1,080人(11施設)	定員 1,476人 ※新規整備396人分



※整備・事業目標については、注記がない場合は平成29年度の目標値です。



## 第6期計画期間の介護保険料

平成27～29年度の第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は、つぎの基本的な考え方に基づき設定しています。

- ① 介護サービスの給付が十分に行われている状態を目指します。
- ② 財源確保に努めます。
- ③ 被保険者の負担能力に応じた保険料額の設定に努めます。
- ④ 区の基金の残額は全て、保険料の上昇の抑制に活用します。

3年間の介護給付費等見込額のうち、22%を第1号被保険者の保険料で賄いますが、介護保険給付準備基金を活用し、第1号被保険者が負担する介護保険料の基準月額を5,825円と設定しています。

### ■介護給付費等の見込額と第1号被保険者が負担する介護保険料

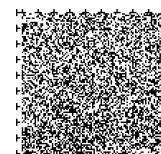
(単位:円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3年間の計
居宅(予防給付)サービス費	4億6,288万	5億818万	5億6,654万	15億3,760万
居宅(介護給付)サービス費	271億9,712万	248億2,932万	260億2,864万	780億5,507万
施設サービス給付費	121億5,977万	125億2,419万	129億3,146万	376億1,542万
地域密着型(予防給付)サービス給付費	34億9,403万	74億2,188万	80億3,165万	189億4,756万
地域支援事業費	28億1,387万	28億5,271万	29億8,212万	86億4,869万
その他	26億3,120万	28億1,561万	30億1,332万	84億6,013万
<b>介護給付費見込額合計</b>	<b>487億5,886万</b>	<b>509億5,188万</b>	<b>535億5,373万</b>	<b>1,532億6,447万</b>
<b>第1号被保険者の介護保険料で賄うべき額</b>	<b>107億7,458万</b>	<b>112億5,870万</b>	<b>118億1,299万</b>	<b>338億4,628万</b>
<b>第1号被保険者が負担する必要保険料総額</b>	332億4,628万			※基金の取崩し(6億円)による上昇抑制
<b>第1号被保険者が負担する介護保険料(基準月額)</b>	5,825円			

※実際に徴収する介護保険料は、その方の所得状況により変わります。(次ページ参照)

※給付費、事業費については端数処理をしているため、合計数値が合わない場合があります。

※平成27年8月から、一定以上所得者の自己負担割合が2割となることに伴い、給付費を減額しています。



■第6期計画期間の所得段階区分ごとの介護保険料

(単位：円)

段階	対象者	料率	年額 (月額) <sup>※</sup>
1	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税 ・生活保護受給者 ・世帯全員が特別区民税非課税で本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計（以下「年金収入額等」）が80万円以下	0.45	31,460 (2,620)
2	世帯全員が特別区民税非課税で本人の年金収入額等が80万円を超え120万円以下	0.60	41,940 (3,490)
3	世帯全員が特別区民税非課税で本人の年金収入額等が120万円超	0.70	48,930 (4,070)
4	本人が特別区民税非課税で世帯の中に課税者があり、本人の年金収入額等が80万円以下	0.80	55,920 (4,660)
5	本人が特別区民税非課税で世帯の中に課税者があり、本人の年金収入額等が80万円超	1.00	69,900 (5,825)
6	本人が特別区民税課税で合計所得金額が125万円未満	1.13	78,990 (6,580)
7	125万円以上 200万円未満	1.28	89,480 (7,450)
8	200万円以上 300万円未満	1.49	104,160 (8,680)
9	300万円以上 400万円未満	1.68	117,440 (9,780)
10	400万円以上 600万円未満	1.88	131,420 (10,950)
11	600万円以上 800万円未満	2.10	146,790 (12,230)
12	800万円以上 1,000万円未満	2.33	162,870 (13,570)
13	1,000万円以上 1,500万円未満	2.60	181,740 (15,140)
14	1,500万円以上 2,000万円未満	2.80	195,720 (16,310)
15	2,000万円以上	3.00	209,700 (17,470)

※(月額)は、年額を12か月で除した場合の参考表示(10円未満切捨)です。



第6期 平成27～29年度(2015～2017年度)

概要版

練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行 練馬区健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課  
所在地 〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号  
電話 03-5984-4584(直通)  
ファクシミリ 03-5984-1214  
電子メール koureitaisaku@city.nerima.tokyo.jp

このパンフレットは、より多くの方への情報提供のため音声認識コードを付けています。  
音声認識コードとは、紙面の角に印刷されているマークです。  
活字文書読み上げ装置を使って、内容を音声で聞くことができます。

